投資信託取引規定集変更一覧

1. 非課税口座取引規定

| 改定前 | | 改定事由 |
|---|---|-----------------------------|
| 5. (非課税管理勘定に受け入れる上場株式等の範囲) 当行は、お客さまの非課税口座に設けられた非課税管理勘定においては、次に掲げる上場株式等(当該非課税口座が開設されている当行の営業所に係る振替口座簿に記載もしくは記録がされ、または当該営業所に保管の委託がされているものに限ります。)のみを受け入れます。 (中略) | 5. (非課税管理勘定に受け入れる上場株式等の範囲) 当行は、お客さまの非課税口座に設けられた非課税管理勘定においては、次に掲げる上場株式等(当該非課税口座が開設されている当行の営業所に係る振替口座簿に記載もしくは記録がされ、または当該営業所に保管の委託がされているものに限り、「(非課税口座) 継続適用届出書」の提出をしたお客さまが出国をした日から「(非課税口座)帰国届出書」の提出があった日までの間に取得をした上場株式等で①、②に掲げるものを除きます。)のみを受け入れます。(中略) | NISA 口座出 国制度の特例 措置の導入 |
| ② 租税特別措置法施行令第25条の13の第11項により読み替えて準用する同条第10項各号の規定に基づき、他年分非課税勘定から当該他年分非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過した日に、同日に設けられる非課税管理勘定に移管がされる上場株式等 ③ 租税特別措置法施行令(以下「施行令」といいます。)第25条の13第12項各号に規定する上場株式等 | ② 租税特別措置法施行令第25条の13第11項により読み替えて準用する同条第10項各号の規定に基づき、他年分非課税管理勘定から当該他年分非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過した日に、同日に設けられる非課税管理勘定に移管がされる上場株式等 ③ 租税特別措置法施行令第25条の13第12項各号に規定する上場株式等 | |

5の2.(累積投資勘定に受け入れる上場株式等の 範囲)

当行は、お客さまの非課税口座に設けられた累積投資勘定においては、お客さまが当行と締結した累積投資契約に基づいて取得した次に掲げる上場株式等(法第37条の14第1項第2号イおよび口に掲げる上場株式等のうち、当該上場株式等を定期的に継続して取得することにより個人の財産形成が促進されるものとして、その証券投資信託に係る委託者指図型投資信託約款(外国投資信託の場合には、委託者指図投資信託約款に類する書類)において租税特別措置法施行令第25条の13第15項各号の定めがあり、かつ、内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める要件を満たすもの(以下、「累積投資上場株式等」といいます。)に限ります。)のみを受け入れます。

(後略)

5の2.(累積投資勘定に受け入れる上場株式等の 範囲)

当行は、お客さまの非課税口座に設けられた累 積投資勘定においては、お客さまが当行と締結 した累積投資契約に基づいて取得した次に掲 げる上場株式等(法第37条の14第1項第2号 イおよび口に掲げる L場株式等のうち、当該 L 場株式等を定期的に継続して取得することに より個人の財産形成が促進されるものとして、 当該上場株式等(公社債投資信託以外の証券投 資信託)に係る委託者指図型投資信託約款(外 国投資信託の場合には、委託者指図型投資信託 約款に類する書類)において租税特別措置法施 行令第25条の13第15項各号の定めがあり、か つ、内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める 要件を満たすもの(以下、「累積投資上場株式 等」といいます。) に限り、「(非課税口座) 継続 適用届出書」の提出をしたお客さまが出国をし た日から「(非課税口座)帰国届出書」の提出が あった日までの間に取得をした上場株式等で ①に掲げるものを除きます。) のみを受け入れ ます。

国制度の特例 措置の導入

NISA 口座出

(後略)

(特定累積投資勘定に受け入れるト場株 5の3 式等の範囲)

当行は、お客さまの非課税口座に設けられた特 定累積投資勘定においては、お客さまが当行と 締結した累積投資契約に基づいて取得した次 に掲げる上場株式等(法第37条の14第1項第 2号イ及び口に掲げる上場株式等のうち、定期 的に継続して取得することにより個人の財産 形成が促進されるものとして、当該上場株式等 (公社債投資信託以外の証券投資信託) に係る 委託者指図型投資信託約款(外国投資信託の場 合には、委託者指図型投資信託約款に類する書 類)において租税特別措置法施行令第25条の 13第15項各号の定めがあり、かつ、内閣総理大 臣が財務大臣と協議して定める要件を満たす ものに限り、受け入れます。

(後略)

(特定累積投資勘定に受け入れる上場株 5の3 式等の範囲)

当行は、お客さまの非課税口座に設けられた特 定累積投資勘定においては、お客さまが当行と 締結した累積投資契約に基づいて取得した次 に掲げる上場株式等(法第37条の14第1項第 2号イ及び口に掲げる上場株式等のうち、定期 的に継続して取得することにより個人の財産 形成が促進されるものとして、当該上場株式等 (公社債投資信託以外の証券投資信託) に係る 委託者指図型投資信託約款(外国投資信託の場 合には、委託者指図型投資信託約款に類する書 類)において租税特別措置法施行令第25条の 13第15項各号の定めがあり、かつ、内閣総理大 臣が財務大臣と協議して定める要件を満たす ものに限り、「(非課税口座)継続適用届出書」 の提出をしたお客さまが出国した日から「(非 課税口座)帰国届出書」の提出があった日まで の間に取得をした上場株式等で①に掲げるも のを除きます。) のみを受け入れます。 (後略)

5の4 (特定非課税管理勘定に受け入れる上場 株式等の範囲)

(1) 当行は、お客さまの非課税口座に設けられた 特定非課税管理勘定においては、次に掲げる 上場株式等(当該非課税口座が開設されてい る当行の営業所にかかる振替口座簿に記載若 しくは記録がされ、または当該営業所に保管 の委託がされるものに限り、法第29条の2第 1項本文の適用を受けて取得をした同項に規 定する特定新株予約権に係る上場株式等及び 第2項に掲げるものを除きます。) のみを受け 入れます。

(後略)

5の4 (特定非課税管理勘定に受け入れる上場 株式等の範囲)

(1) 当行は、お客さまの非課税口座に設けられた 特定非課税管理勘定においては、次に掲げる 上場株式等(当該非課税口座が開設されてい る当行の営業所にかかる振替口座簿に記載若 しくは記録がされ、または当該営業所に保管 の委託がされるものに限り、「(非課税口座) 継続適用届出書」の提出をしたお客さまが出 国した日から「(非課税口座)帰国届出書」の 提出があった日までの間に取得をした上場株 式等で①、②に掲げるものを除きます。) のみ を受け入れます。

(後略)

NISA 口座出 国制度の特例 措置の導入

NISA 口座出 国制度の特例 措置の導入

11. (非課税管理勘定終了時の取り扱い) (前略)

(後略)

(2) 前項の終了時点で、非課税管理勘定に係る上場株式等は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるところにより取り扱うものとします。

11. (非課税管理勘定終了時の取扱い) (前略)

(2) 前項の終了時点で、非課税管理勘定に係る上場株式等は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるところにより取り扱うものとします。なお、「(非課税口座) 継続適用届出書」の提出をしたお客さまが出国をした日から「(非課税口座) 帰国届出書」の提出があった日までの間に非課税管理勘定が終了した場合は、一般口座へ移管いたします。 (後略) NISA 口座出 国制度の特例 措置の導入

11の2. (累積投資勘定終了時の取扱い) (前略)

- (2) 前項の終了時点で、累積投資勘定に係る上場株式等は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるところにより取扱うものとします。
- ① お客さまから当行が別に定める期限までに 当行に対して租税特別措置法施行令第25条 の13第8項第2号に規定する書類の提出が あった場合、またはお客さまが当行に特定口 座を開設していない場合 一般口座への移
- ② <mark>前各号</mark>に掲げる場合以外の場合 特定口座 への移管

- 11の2. (累積投資勘定終了時の取扱い) (前略)
- (2) 前項の終了時点で、累積投資勘定に係る上場株式等は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるところにより取扱うものとします。なお、「(非課税口座) 継続適用届出書」の提出をしたお客さまが出国をした日から「(非課税口座) 帰国届出書」の提出があった日までの間に累積投資勘定が終了した場合は、一般口座へ移管いたします。
- ① お客さまから当行が別に定める期限までに当行に対して租税特別措置法施行令第25条 の13第20項において準用する租税特別措置 法施行令第25条の13第8項第2号に規定する書類の提出があった場合、またはお客さまが当行に特定口座を開設していない場合一般口座への移管
- ② <mark>前号</mark>に掲げる場合以外の場合 特定口座へ の移管
- 12. (累積投資勘定を設定した場合の所在地確認)
- (1) 当行は、お客さまから提出を受けた第2条第 1項の「非課税口座開設届出書」(「非課税口座 開設届出書」の提出後に氏名または住所の変 更に係る「非課税口座異動届出書」の提出があ った場合には、当該「非課税口座異動届出書」 をいいます。) に記載または記録されたお客さ まの氏名および住所が、次の各号に掲げる場 合の区分に応じて当該各号に定める事項と同 じであることを、基準経過日(お客さまが初め て非課税口座に累積投資勘定を設けた日から 10年を経過した日および同日の翌日以後5年 を経過した日ごとの日をいいます。) から1年
- 12. (累積投資勘定を設定した場合の所在地確認)
- (1) 当行は、お客さまから提出を受けた第2条第 1項の「非課税口座開設届出書」(「非課税口座 開設届出書」の提出後に氏名または住所の変 更に係る「非課税口座異動届出書」の提出があ った場合には、当該「非課税口座異動届出書」 をいいます。) に記載または記録されたお客さ まの氏名および住所が、次の各号に掲げる場 合の区分に応じて当該各号に定める事項と同 じであることを、基準経過日(お客さまが初め て非課税口座に累積投資勘定を設けた日から 10年を経過した日および同日の翌日以後5年 を経過した日ごとの日をいいます。) から1年

NISA 口座出 国制度の特例 措置の導入

NISA 口座出 国制度の特例 措置の導入 を経過する日までの間(以下「確認期間」といいます。) に確認いたします。

(中略)

- (2) 前項の場合において、確認期間内におけるお客さまの基準経過日における氏名および住所が確認できなかった場合には、当該確認期間の終了の日の翌日以後、お客さまの非課税口座に係る累積投資勘定に上場株式等の受入れを行うことはできなくなります。ただし、同日以後、前項各号のいずれかの方法によりお客さまの氏名および住所を確認できた場合またはお客さまから氏名、住所または個人番号の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出を受けた場合には、その該当することとなった日以後は、この限りではありません。
- ません。 13. (特定累積投資勘定を設定した場合の所在地 確認)

を経過する日までの間(以下「確認期間」とい

います。)に確認いたします。ただし、当該確

認期間内にお客さまから氏名、住所または個 人番号の変更に係る「非課税口座異動届出書」 の提出を受けた場合及び「(非課税口座) 継続 適用届出書」の提出をしたお客さまから、出国 をした日から当該1年を経過する日までの間 に「(非課税口座) 帰国届出書」の提出を受け

(2) 前項の場合において、確認期間内におけるお

客さまの基準経過日における氏名および住所

が確認できなかった場合(第1項ただし書の

規定の適用があるお客さまを除きます。)に

は、当該確認期間の終了の日の翌日以後、お客

さまの非課税口座に係る累積投資勘定に上場

株式等の受入れを行うことはできなくなりま

す。ただし、同日以後、前項各号のいずれかの

方法によりお客さまの氏名および住所を確認

できた場合またはお客さまから氏名、住所ま

たは個人番号の変更に係る「非課税口座異動

届出書」の提出を受けた場合には、その該当することとなった日以後は、この限りではあり

なかった場合を除きます。

(中略)

(1) 当行は、お客さまから提出を受けた第2条第 1項の「非課税口座開設届出書」(「非課税口座 開設届出書」の提出後に氏名又は住所の変更 に係る「非課税口座異動届出書」の提出があっ た場合には、当該「非課税口座異動届出書」を いいます。) に記載又は記録されたお客さまの 氏名及び住所が、次の各号に掲げる場合の区 分に応じて当該各号に定める事項と同じであ ることを、基準経過日(お客さまが初めて非課 税口座に特定累積投資勘定を設けた日から10 年を経過した日及び同日の翌日以後5年を経 過した日ごとの日をいいます。) から1年を経 過する日までの間(以下「確認期間」といいま す。) に確認いたします。ただし、当該確認期 間内にお客さまから氏名、住所又は個人番号 の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出 を受けた場合及び「(非課税口座) 継続適用届

- 13. (特定累積投資勘定を設定した場合の所在地確認)
- (1) 当行は、お客さまから提出を受けた第2条第 1項の「非課税口座開設届出書」(「非課税口座 開設届出書」の提出後に氏名又は住所の変更 に係る「非課税口座異動届出書」の提出があっ た場合には、当該「非課税口座異動届出書」を いいます。) に記載又は記録されたお客さまの 氏名及び住所が、次の各号に掲げる場合の区 分に応じて当該各号に定める事項と同じであ ることを、基準経過日(お客さまが初めて非課 税口座に特定累積投資勘定を設けた日から10 年を経過した日及び同日の翌日以後5年を経 過した日ごとの日をいいます。) から1年を経 過する日までの間(以下「確認期間」といいま す。) に確認いたします。ただし、当該確認期 間内にお客さまから氏名、住所又は個人番号 の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出 を受けた場合を除きます。

NISA 口座出 国制度の特例 措置の導入 (中略)

- (2) 前項の場合において、確認期間内にお客さまの基準経過日における氏名及び住所が確認できなかった場合には、当該確認期間の終了の日の翌日以後、お客さまの非課税口座に係る特定累積投資勘定及び特定非課税管理勘定に上場株式等の受入れを行うことはできなくなります。ただし、同日以後、前項各号のいずれかの方法によりお客さまの氏名及び住所を確認できた場合又はお客さまから氏名、住所又は個人番号の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出を受けた場合には、その該当することとなった日以後は、この限りではありません。
- 14. (非課税管理勘定、累積投資勘定の変更手続き)
- (1) お客さまが、当行に開設した非課税口座にその年の翌年以降に設けられることとなっている勘定の種類を変更しようとする場合には、勘定の種類を変更する年の前年中に当行に対して「非課税口座異動届出書」を提出していただく必要があります。
- (2) お客さまが、当行に開設した非課税口座に設けられたその年の勘定の種類を変更しようとする場合には、その年の9月30日までに当行に対して「非課税口座異動届出書(勘定変更用)」をご提出いただく必要があります。この場合において、当行は「非課税口座異動届出書(勘定変更用)」の提出を受けて作成した「勘定廃止通知書」をお客さまに交付することなく、その作成をした日にお客さまから提出を受けたものとみなして、租税特別措置法第37条の14第25項の規定を適用します。
- (3) 2024年1月1日以後、お客さまが当行に開設した非課税口座(当該口座に2023年分の非課税管理勘定が設定されている場合に限ります。)に累積投資勘定を設定することを希望する場合には、当行に対して「非課税口

出書」の提出をしたお客さまから、出国をした日から当該1年を経過する日までの間に「(非課税口座)帰国届出書」の提出を受けなかった場合を除きます。

(中略)

(2) 前項の場合において、確認期間内にお客さまの基準経過日における氏名及び住所が確認できなかった場合 (第1項ただし書の規定の適用があるお客さまを除きます。)には、当該確認期間の終了の日の翌日以後、お客さまの非課税口座に係る特定累積投資勘定及び特定非課税管理勘定に上場株式等の受入れを行うことはできなくなります。ただし、同日以後、前項各号のいずれかの方法によりお客さまの氏名及び住所を確認できた場合又はお客さまから氏名、住所又は個人番号の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出を受けた場合には、その該当することとなった日以後は、この限りではありません。

(削除) 制度終了

| 座異動届出書」を提出していただく必要があ | | |
|-------------------------------|--|-----------|
| ります。 | | |
| | | |
| 15. (届出事項の変更) | 14. (届出事項の変更) | 条番号の変更 |
| (以下、変更なし) | (以下、変更なし) | |
| 16 (北部港口庫の廃止) | 15 (北部的口应の家よ) | NICA CITU |
| 16. (非課税口座の廃止) | 15. (非課税口座の廃止) | ・NISA 口座出 |
| 非課税口座に係る契約は、次の各号のいずれか | 非課税口座に係る契約は、次の各号のいずれかに | 国制度の特例 |
| に該当したときは、それぞれに掲げる日に解約 | 該当したときは、それぞれに掲げる日に解約 | 措置の導入 |
| され、お客さまの非課税口座は廃止されるもの | され、お客さまの非課税口座は廃止されるも | ・条番号の変 |
| とします。 | のとします。 (1) か客さまからは第27名の14第16頃に宝める | 更 |
| (1) お客さまから法第37条の14第16項に定 | (1) お客さまから法第37条の14第16項に定める | |
| める「非課税口座廃止届出書」の提出があった場合、光弦想出口 | 「非課税口座廃止届出書」の提出があった場 | |
| た場合、当該提出日 | 合 当該提出日 (2) 知税性別#累は第27名の14第22項第1日に | |
| | (2) 租税特別措置法第37条の14第22項第1号に 定める「(非課税口座) 継続適用届出書 を提 | |
| | 出した日から起算して5年を経過する日の属 | |
| | する年の12月31日までに租税特別措置法第 | |
| | 37条の14第24項に定める「(非課税口座) 帰 | |
| | 国届出書」の提出をしなかった場合 租税 | |
| | 特別措置法第37条の14第26項の規定により | |
| | 「非課税口座廃止届出書」の提出があったも | |
| | のとみなされた日(5年経過する日の属する | |
| | 年の12月31日) | |
| (2) 法第37条の14第22項第2号に定める「出国届 | (3) 法第37条の14第22項第2号に定める「出国届 | |
| 出書」の提出があった場合、当該「非課税口座 | 出書」の提出があった場合 当該「非課税口 | |
| 出国届出書」に記載する出国日 | 座出国届出書」に記載する出国日 | |
| (3) お客さまが出国により居住者または国内に恒 | (4) お客さまが出国により居住者または国内に恒 | |
| 久的施設を有する非居住者に該当しないこと | 久的施設を有する非居住者に該当しないこと | |
| となった場合に、法第37条の14第26項に規定 | となった場合(「(非課税口座)継続適用届出 | |
| する「非課税口座廃止届出書」の提出があった | 書」を提出した場合を除く) 法第37条の | |
| ものとみなされた日(出国日) | 14第26項に規定する「非課税口座廃止届出 | |
| | 書しの提出があったものとみなされた日(出国 | |
| | | |
| (4) お客さまの相続人・受遺者による相続・遺贈 | 100 10 | |
| (贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈 | (贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈 | |
| 与を含みます。)の手続きが完了し、施行令第 | 与を含みます。)の手続きが完了し、施行令第 | |
| 25条の13の5に定める「非課税口座開設者死 | 25条の13の5に定める「非課税口座開設者死 | |
| 亡届出書」の提出があった場合、当該非課税口 | 亡届出書」の提出があった場合 当該非課 | |
| 座開設者が死亡した日 | 税口座開設者が死亡した日 | |
| (5) 勘定設定期間内に当行および他の証券会社も | (6) 勘定設定期間内に当行および他の証券会社も | |
| しくは金融機関に重複して非課税口座を開設 | しくは金融機関に重複して非課税口座を開設 | |
| していることが判明して当該他の証券会社ま | していることが判明して当該他の証券会社ま | |
| たは金融機関の非課税口座を存続するとき | たは金融機関の非課税口座を存続するとき | |
| | | |

| (6) 投資信託口座が解約されたとき | (7) 投資信託口座が解約されたとき | |
|---|---------------------------|--------|
| (7) お客さまが本規定の変更に同意なさらないと | 8 お客さまが本規定の変更に同意なさらないと | |
| _ ************************************ | <u>—</u> き | |
| (8) 法令諸規則等に照らし合理的な事由に基づ | (9) 法令諸規則等に照らし合理的な事由に基づ | |
| き、当行がお客さまに対し、解約を申し出たと | き、当行がお客さまに対し、解約を申し出たと | |
| き | き | |
| (9) その他やむを得ない事由が生じたとき | (11) その他やむを得ない事由が生じたとき | |
| 以下、条番号のみ変更。 | 以下、条番号のみ変更。 | 条番号の変更 |
| 15. (個人番号未告知口座の取扱い) | 16. (個人番号未告知口座の取扱い) | |
| 16. (免責事項) | 17. (免責事項) | |
| 17. (規定の変更) | 18. (規定の変更) | |
| 18. (合意管轄) | 19. (合意管轄) | |

2. 未成年者口座および課税未成年者口座取引規定

| 改定前 | 改定後 | 改定事由 |
|---|---|-----------------------------|
| 27. (非課税口座のみなし開設) (1) 2024年以後の各年(その年1月1日においてお客さまが18歳である年に限ります。)の1月1日においてお客さまが当行に未成年者口座を開設している場合(出国中である場合を除きます。)には、当該未成年者口座が開設されている当行の営業所において、同日に法第37条の14第5項第1号に規定する非課税口座が開設されます。 (後略) | 27. (非課税口座のみなし開設) (1) 2024年以後の各年(その年1月1日においてお客さまが18歳である年に限ります。)の1月1日においてお客さまが当行に未成年者口座を開設している場合(出国等により、居住者又は恒久的施設を有する非居住者のいずれにも該当しないこととなっている場合を除きます。)には、当該未成年者口座が開設されている当行の営業所において、同日に法第37条の14第5項第1号に規定する非課税口座が開設されます。 (後略) | NISA 口座出 国制度の特例 措置の導入 |
| 28. (本契約の解除) 次の各号に該当したときは、それぞれ次の各号に掲げる日に本契約は解除されます。 (中略) ④ お客さまが出国により居住者または国内に恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合 法第37条の14の2第20項に規定する「未成年者口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日(出国日)(後略) | 28. (本契約の解除) 次の各号に該当したときは、それぞれ次の各号に 掲げる日に本契約は解除されます。 (中略) ④ お客さまが出国により居住者または国内に恒 久的施設を有する非居住者に該当しないこと となった場合 (お客さまが出国の日の前日までに第12条の出国移管依頼書を提出して、基 準年の1月1日前に出国した場合を除きます。) 法第37条の14の2第20項の規定により「未成年者口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日(出国日) (後略) | NISA 口座出 国制度の特例 措置の導入 |